

第百九十三回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第 八 号

平成二十九年三月十五日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事 井上 信治君

理事 藤丸 敏君

理事 山田 賢司君

理事 伴野 豊君

理事 青山 周平君

理事 大岡 敏孝君

理事 大見 正君

理事 勝侯 孝明君

理事 斎藤 洋明君

理事 助田 重義君

理事 高木 宏壽君

理事 津島 淳君

理事 福田 達夫君

理事 宗清 皇一君

理事 山田 美樹君

理事 今井 雅人君

理事 重徳 和彦君

理事 古川 元久君

理事 鷲尾英一郎君

理事 濱地 雅一君

理事 宮本 岳志君

理事 小泉 龍司君

土井 亨君

宮下 一郎君

木内 孝胤君

上田 勇君

石崎 徹君

大野敬太郎君

鬼木 誠君

神田 憲次君

坂井 学君

鈴木 隼人君

竹本 直一君

中山 展宏君

宮崎 政久君

村井 英樹君

井出 庸生君

柿沢 未途君

初鹿 明博君

古本伸一郎君

伊藤 涉君

清水 忠史君

丸山 穂高君

麻生 太郎君

木原 稔君

佐藤 大君

加瀬 徳幸君

政府参考人 (財務省主税局長) 星野 次彦君

政府参考人 (財務省理財局長) 佐川 宣寿君

政府参考人 (財務省国際局長) 武内 良樹君

政府参考人 (文部科学省高等教育局私学部長) 村田 善則君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 石田 優君

政府参考人 (国土交通省航空局長) 佐藤 善信君

政府参考人 (国土交通省航空局次長) 平垣内久隆君

政府参考人 (国土交通省政策統括官) 富永 哲夫君

政府参考人 (環境省大臣官房審議官) 室石 泰弘君

政府参考人 (財務金融委員会専門員) 駒田 秀樹君

委員の異動 三月十五日

辞任 齋藤 洋明君

補欠選任 高木 宏壽君

齋藤 重義君 宮崎 政久君

助田 達夫君 青山 周平君

福田 雅人君 初鹿 明博君

今井 誠司君 柿沢 未途君

前原 徹君 清水 忠史君

宮本 徹君

同日 辞任 青山 周平君

補欠選任 福田 達夫君

高木 宏壽君 齋藤 洋明君

宮崎 政久君 助田 重義君

柿沢 未途君 井出 庸生君

初鹿 明博君 今井 雅人君

清水 忠史君 宮本 徹君

同日 辞任 井出 庸生君

補欠選任 前原 誠司君

三月八日 消費増税を中止して5%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求めることに関する請願 (大平喜信君紹介)(第三七七号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

財政及び金融に関する件(国有地の処分等)

○御法川委員長 これより会議を開きます。

財政及び金融に関する件、特に国有地の処分等について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官佐藤大君、内閣人事局内閣審議官加瀬徳幸君、財務省主税局長星野次彦君、理財局長佐川宣寿君、国際局長武内良樹君、文部科学省高等教育局私学部長村田善則君、国土交通省航空局長佐藤善信君、航空局次長平垣内久隆君、政策統括官富永哲夫君、環境省大臣官房審議官室石泰弘君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。初鹿明博君。

○初鹿委員 おはようございます。民進党の初鹿明博です。きょうは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

森友学園の問題を中心に質問をさせていただきますが、その前に一つ、最高裁の人事について伺いをさせていただきます。

皆様のお手元に朝日新聞の記事をお配りさせていただいておりますが、ここに「最高裁人事 慣例崩す」という見出しがついております。これまでの慣例ですと、最高裁が人選を示して、それを内閣が承認するという形です。憲法上は内閣が任命を決めていたことですので、内閣で誰を選んでも構わないわけですけれども、二〇〇二年に公表した「最高裁裁判官の任命について」というペーパーで、最高裁に最適任候補の意見を聞くことを慣例とするということで続いていたこととあります。そこがこの記事に書いてあります。

ところが、今回、官邸の側から、官邸の幹部が「二人だけ出してきたものを内閣の決定として「ハイ」と認める従来がおかしかった。内閣が決める制度になっているんだから」ということで、最高裁の方から示された人ではない人を選んだ、そういう記事になっております。

選ばれた方は立派な方ですので、その人選自体は間違っているとは申し上げませんが、まず、こういう慣例があった、それを今回、慣例を破ってという言い方がいいたいのか、慣例どおりではない人選をして今回の最高裁の判事の人事を決めたのが事実かどうか、これをお答えいただきたいので、お願いいたします。

○佐藤(大)政府参考人 お答えいたします。最高裁判所判事の任命につきましては、三権分立の観点もございまして、憲法上内閣が責任を

持って行くこととされておられ、最高裁の運営の事情を踏まえ、内閣として決定しているところでございます。

裁判所法におきましては、識見の高い、法律の素養のある四十歳以上の者を任命することとされておりまして、十五人の判事のうち少なくとも十名は、高裁長官もしくは判事の職に十年以上あった者、またはこれら法曹の仕事もしくは法律学の教授等の職に就任して二十年以上になる者というふうな決められているところでございます。

内閣が人選を行うに当たりましては、これらの要件に合致し、かつ人格、識見等に照らしてふさわしい方を選考しており、その際、最高裁の運営の実情を踏まえたものとなるよう、人事の万全を尽くすため、慣例として最高裁長官の意見を聞くこととしており、御指摘の朝日新聞に掲載されておりまして山口氏を選考する際におきましても、これまでと同様の手続を経て内閣として人選を行ったところでございます。

○初鹿委員 これまでと同様の手続を経てという今お答えをしていますが、この記事の下から三段目のところを見てもらいたいんですが、六日後の日弁連の理事会で、この人事が話題になった。「中本和洋会長は「政府からこれまでより広く候補者を募りたいとの意向が示された」「長い間の慣例が破られたことは残念だ」と語った。」そういうコメントを残しているということでありまして、これはやはり慣例が破られているのではないかと推測がされるわけです。

そして、下から二段落目ですけれども、「日本の最高裁判所の」編著書がある市川正人さんという大学の先生のコメントですけれども、「慣例は、政治権力による露骨な人事介入に対する防波堤の役割を果たしてきた面がある。今後、最高裁が過度にすり寄ってしまった面がある。今後、最高裁がコメントを残してまいります。」

まず、この前提に立って、一枚めくっていただきたいんですけども、一年前、同じように最高裁の判事がお一人退任となつて後任が選ばれてお

ります。その後任の方は、木澤克之さんという方でありまして。この方は、最高裁の判事に就任する前、何をしていたのかというところ、加計学園の監事を務めていたという方でありまして。

木澤さんの人選については、この新聞の記事にあるような弁護士会からの推薦をするというその枠の中に入つて選ばれているのか、それとも、今回の山口氏のように官邸サイドでの人選によつて選ばれた方なのか、どちらなんでしょうか。

○佐藤(大)政府参考人 お答えいたします。

御指摘のございました木澤判事の人事に関してでございますが、こちらも、先ほど申し上げましたように、最高裁判事の人事に当たつて、人事の万全を尽くす観点から、最高裁長官の意見を聞き、それを踏まえて内閣として人選を行ったところでございます。

○初鹿委員 通例、弁護士会から弁護士枠というリストが出てくるということなんですけれども、そのリストに入つていなかったかはお答えいただけますか。

○佐藤(大)政府参考人 お答えいたします。

最高裁判事の人事につきましては、最高裁長官の意見を聞き、内閣として責任を持つて人選を行っているところでございまして、日弁連が最高裁に対してどのような形で誰を推薦しているかという点については承知しておりません。

○初鹿委員 恐らくこれ以上やっても答えは返つてこないで、次に移ります。

お配りしている資料の一番後ろに、朝日新聞の首相動静という、総理大臣の一日ごういう人と誰と会つていたりとか、そういう動きをお伝えしているコーナーの記事を、七月二十一日、七月二十二日、十二月二十四日、これは二〇一六年ですね、載せております。

二十一日の夜は、加計学園の理事長さんと食事をして。次の日、ゴルフをしている。十二月二十四日、クリスマススイブですね、この日は昭恵夫人も一緒に、ほかの方もいますけれども、食事をしてというように、非常に加計学園の理事

長さんとは懇話だということがこれを見てわかるんですね。

一枚前の三枚目に戻つていただきたいんですが、今、国会でも取り上げられてきておりますが、加計学園の今治市への獣医学部の新設の件が問題だという指摘をされておりますが、この獣医学部の開設の動きと、最高裁の人事の動きと、安倍総理と加計学園の理事長さんの面会の記録に基づいて、横に並べてみました。非常に、同じタイミングで、登場人物が同じような方が出てくるということが、これを見るとわかるわけです。

関係があるかどうかかわかりませんが、二〇一六年の六月に最高裁の判事に任命をするということが閣議決定をされるわけですね、加計学園の監事だった方が。そして、七月十九日に判事の任命をされます。二十一日に、その方が監事を務めていた加計学園の理事長さんと総理が食事をする。次の日にはゴルフをする。十一月九日には、獣医学部の新設が可能となる制度が行われる。二十四日にはまた食事をして、一月の四日から認可申請の告示がされて、そして、加計学園が申請をして、その一件だけということで獣医学部の新設が決まつていくということ、非常に何かうまいぐあいにタイミングが合つていまして、

ぜひ、この問題は、恐らく皆さん方に聞いてもはつきりしたことは出てこないと思つたので、総理大臣に、安倍総理にきちんとした説明責任を果たしていただきたいと思つた。

ちよつと一つ確認ですけれども、この首相動静の七月、十二月の日程、これは事実なんですよ。そこだけ確認させていただきます。

○佐藤(大)政府参考人 お答えいたします。御指摘の報道があることは承知しているところでございますけれども、これは総理の私的活動に関する事柄でございますので、政府としてお答えする立場にないところでございます。

○初鹿委員 私的活動といつても、SPさんもついているし、恐らく秘書官も同行しているのではないかと思いますので、一〇〇%私的とは言えないかと思つたので、

れないんじゃないかというふうに思います。では、次の話題に移らせていただきます。

森友学園の問題に移りますが、皆さん、昨日のNEWS23のニュースをごらんになった方はいらつしやるのではないかと思います。そのNEWS23で、きのう、森友学園の塚本幼稚園の修了式で籠池理事長が発言をした内容が音声で流されました。

そこで何を言っているのかというと、ちよつとネットで文字で探したんですが、一つ残つていたので、価格ドットコムというところがテレビを紹介しているところで、ここに記事が書いてありますので、ちよつとこれは皆さん、目を通していただきたいです。

実際に何を言っているかというところ、二月の八日の日に事件が勃発してから、財務省の方から身を隠してくださいと言われて、ああ、そうなのか、僕は悪いことはしてないんだけれども、それだつたら隠そうかと、十日間雲隠れしたという発言をしているんですね。

財務省の人が籠池理事長に身を隠してくださいと言つた、これが事実だとしたら大変なことじゃないですか。何で籠池理事長に身を隠してくださいと財務省の方が言うんですか。何か後ろめたなことがあるんじゃないんですか。

では、まず財務省にお伺いしますが、こういう事実があつたのでしょうか、なかつたのでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。私、ちよつとそのニュースは見えておりませんが、今委員がお配りになりましたこの紙を見てございまして、「財務省に隠れてくれと言われて」、こう書いてありますが、その後、「財務省は否定して。」「とも書いてございまして、いずれにしても、私も財務省として、隠れてくれなどと言つた事実はないと思つた。

○初鹿委員 皆さん、笑つていますけれども、一方があつたと言つていらっしゃるんですけど、一方が言われないと言つて、財務省は否定していると言つ

いますけれども、そういうことにならなかつたんだと思います。だから、ここは明らかに、森友学園は安く買えるという判断をして、そこに財務省も乗っかってしまったと言わざるを得ないなどと思

います。
ちなみに、ごみが出てから売買を決めるまで、特に、分割にするというふうな契約の内容が決まるまでの間に、政治家から何らかの問い合わせを財務省または近畿財務局は受けておりますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
この委員会でも答弁をさせていただいてございますが、本件の土地の処分につきましては、私も、不当な働きかけは一切なかったということは答弁させていただいております。

ただ、それ以外に、本件も含めまして、我々、国有地の管理、処分におきましては、相当の、数千件というレベルで毎年やってございますので、そのいろいろな案件につきましてさまざまな外部からの問い合わせはございます。

したがって、どの案件でどういう問い合わせがあったかについては、もちろん、今確認をできる状況にございませんけれども、いずれにしても、さまざまな外部からの問い合わせは、大変たくさんさんの国有地の処分についてでございます。

○初鹿委員 全部調べると言っているわけじゃないですよ。この土地について問い合わせがあったのかどうかというのを聞いていますよ。
この土地について、国会議員または地方議員の誰かから問い合わせを受けたことはありますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
この件についてと申されますが、私も、どの案件も全て国有地の処分でございます。それらの処分について、さまざまな外部からの問い合わせにつきましては、現場の職員がその場でそれぞれのお問い合わせに対して丁寧にお答えさせていただいております。そういう面会記録については残っておりませんが、本件についても他の案件

と同様でございます。そういう案件の面会の記録については残っておりません。

○初鹿委員 面会の記録が残ってなくても、記憶には残っているんじゃないかと思えます。ぜひ、ちゃんと現場に確認してください。

皆さん、今答弁を聞いておわかりのとおり、問い合わせがなかったとは一言も答えてないんですよ。なかつたとは答えてないんですよ。あつたということではないんですよ。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
国有地の処分について、さまざまな問い合わせが外部からございますので、どの処分の案件について問い合わせがあつたのかどうかも含めて、今、処分をしましてわからないということとを申し上げておきます。

○初鹿委員 もう一回、きちんと近畿財務局にも問い合わせをして、確認をしてください。これは何度でもやりとりしていただきますけれども、記録が残っていないということと逃げ切れるものではないと思えます。

それで済ませようというのでしたら、では、当時の担当者、関係者をこの場に呼んで、ちゃんと籠池理事長と並べて話を聞こうじゃないでしょうか。

例えば、国税庁長官の迫田氏、財務省国際局長武内氏、近畿財務局池田統括国有財産管理官、そして近畿財務局の清水国有財産管理官、大阪航空局の高見空港部補償課跡地調整係長、こういう方々ならもう少し現実のことが話せるのではないかと思います。

こういう人を参考人に呼んできちんと実態解明を図らないと国民の疑念は解けないと思えますので、ぜひ、委員長、当委員会が参考人として呼ぶことを御検討いただきますようお願いいたします。

○御法川委員長 理事会にて協議をいたします。
○初鹿委員 では、戻りますけれども、埋設物が見つかりました、この撤去に幾らかかるかということをお聞かせいただけますか、この間の経過

の中で、買い受けを受けるに当たって幾らなら買えるというふうな、森友学園側からの金額の提示のようなことはありましたか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
三月に新しい埋設物が発見されました、深いものは国の瑕疵ということでございますが、そこについて、今まで御答弁申し上げているとおりで、大阪航空局に埋設物の撤去、処分費用を依頼いたしました。それを見積もって、それを前提にして、私どもは不動産鑑定にかけておきます。

それを受けましたのが五月の末でございますが、いずれにしても、そういう価格につきましては、こちらから提示したこともございませんし、先方から幾らで買いたいといった希望があつたこともございません。

○初鹿委員 このやりとりの記録も残ってないと言いますか。この埋設物が見つかったから売買の契約を結ぶまでの森友学園とのやりとりの記録はないんですか、あるんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
私も、保存してございますのは、六月の二十日に結んだ契約書とそれに付随するさまざまな正式な書類は保存してございますが、保存期間一年未満とされておりまして個別の面会のやりとり控えについては残っておりません。

○初鹿委員 普通に考えて、残っていないということとは通用しないと思えますよ。
普通の売却とは今回、明らかに違うわけですよ。非常に特殊ですよ。十年間の定期借地でま

ずは借りて、ごみが見つかったら急に買うと言いつつ、しかも値段がここで八億円も安く売ることになって、この間のやりとりを一切記録に残さないというのは、将来、トラブルのもとになるんじゃないかと思うんですが、なぜ記録に残していないのか、本当に疑問でしようがないです。

本当はあるんじゃないんですか。
○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
契約書等、財務省の文書管理規則に基づいて残っているものはきちんと保存してございます

が、個別の面会記録につきましては残っておりません。

○初鹿委員 これ以上やっても同じ答えなんですよ。これから終わりますが、では、次に、今後のことをちよつとお伺いいたします。

大阪府は認可をしないということでは決まりだということですが、当然、買い戻しをすることになると思えます。では、ここで伺います。仮に森友学園が小学校の開校を諦めず、一年先延ばしをして、来年の開校を目指しても一回認可申請を提出するといった場合に、そうはいつでもやはり買い戻すということになるのか、せつかく建物がつたんだから、それは一年間猶予しようということにするのか、どちらなのか。

もう一つは、では、仮に買い戻すということになったときに、建物を建てる費用もかかった、撤去費用もかかる。ただでさえ、一括で買うほどの資産がないという法人ですから、財務状況が急に悪くなつて、場合によっては破産をしたりする可能性がある。建物を森友学園で撤去できないということになった場合には、国で撤去をすることになるんじゃないか。

その二点、お伺いいたします。
○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
三月十日に先方が設置の認可を取り下げましたので、私も、売買契約上の義務が果たせないと見込みまして、国として土地の返還を求めめる契約上の権利を行使することになりますということを既に先方にお伝えしたところでございます。

それで、今の委員の御指摘の、森友学園が設置の認可を再申請するとか、あるいは破産をするのではないかと、そういうお話でございますが、そうした仮定の質問への回答は差し控えたいというふうに思っています。

いずれにしても、状況の変化があつた場合には、その時々に応じて、法令、契約に基づきまして適切に対応してまいりたいというふうに考えます。

○初鹿委員 時間になりましたのでここで終わります。

ますけれども、やはり籠池理事長本人が来て、話をしてもわからないと、本当の真相はわからないと思います。ぜひ、与党の皆さんも、こんなおかしなことが起こっている国民から、皆さんも地元を回っていて批判もたくさん受けていると思いますよ、一緒に真相解明するために、籠池理事長を参考人で呼ぼうじゃないでしょうか。

委員長、ぜひ取り計らいをお願いいたします。
○御法川委員長 先ほど申したとおりでございます。理事会で協議をいたします。

○初鹿委員 終わります。

○御法川委員長 午後三時四十分から委員会を開示することとし、この際、休憩いたします。

午前九時四十五分休憩

午後三時四十分開議

○御法川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、お諮りいたします。

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○御法川委員長 質疑を続行いたします。今井雅人君。
○今井委員 民進党の今井雅人でございます。質問の機会をいただきました、ありがとうございます。

きょうは、国有地の処分等ということの集中的な売却関連について御質問していきたいというふうに思います。

三月十日、先週の金曜日に、籠池理事長が突然小学校の申請を取り下げて、一部の方は、もう

これで闇に葬るといふか幕引きになるんだらうというふうな思われている方もいらっしゃるかも知れませんが、その週末、世論調査はいろいろ出ておりますけれども、例えばNHKでは、政府は十分な説明をしているかということに対して、八〇%の人が全く納得できないというふうなおっしゃっています。また、籠池理事長を参考人に呼ぶべきかということ、必要というものが五五、必要ないというものが一一ということ、共同通信に至っては、政府の説明が十分ではないというものが八七・六%、九割近くです。そして、籠池参考人を招致するべき、七五%です。いろいろな調査を今まで見ましたけれども、九割近くの人が説明不足というのは、私はほとんど見たことがありません。

財務省さん、きょういらっしゃっていると思いますけれども、財務省さんなりにしつかり答弁されているおつもりだと思えますけれども、国民から見ると、国は全然説明していないという結果が出ておりますけれども、このことに対してどうお感じですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私は委員の方々のさまざま質問に可能な限り答弁をさせていただいたつもりでございます。

私の立場として、その世論調査にコメントする立場にございませんが、引き続ききちんと答弁をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○今井委員 午前中の初鹿さんの質疑をちょっと見ていただきましたけれども、仮定の話には答えられないとか、いろいろやはり答えられない。答えられないというのが多いんですね。本当にしゃべれないことは仕方ありませんよ。しかし、答弁できることはいろいろあると思うんですね。

今からいろいろ質問させてもらいますけれども、もう一度確認ですが、真摯に、調べられる手段があるものはちゃんと調べる、そういうことで答弁していただきたいと思えますけれども、もう一度御答弁ください。

○佐川政府参考人 今までも一生懸命答弁してきましたが、引き続き一生懸命やらせてもらいたいと思えます。

○今井委員 きょうは、いろいろなものを一つ一つ、国民の皆さんがよくわからないということ、ありますから、事実関係をしつかりと一つ一つ確認していきたいと思えます。決して、レッテルを張るような、そういう質問はいたしませんので、一つ一つ事実関係を説明していくということ、お願いしたいと思います。

麻生大臣、最初にお伺いしますけれども、きょう参議院でもありますが、改めてこの委員会でも確認したいんですが、籠池理事長が麻生大臣とは何度かお会いして、いろいろお話もさせていたのだというふうにおっしゃっておられますけれども、麻生大臣の方の御認識というのか、籠池理事長に会ったとかいう記憶とかそういうものがあるのかどうか、ちよつと、その確認だけさせていただきますか。

○麻生国務大臣 鴻池先生のパーティーで何とかというのが載つておられるんですよ。あなたのネタ元はそれでしよう、多分、俺もそれしか聞いていないからそうだと思うんですけども。

私ら、パーティーに行つたら、写真を撮るなんというの、鴻池のパーティーに行けば五百や千はいますから大体写真をとることになりますので、大概、あの種の珍しい名前だったらちよつと記憶に残りそうですけども、全くありません。

○今井委員 事実関係を確認したわけですので、稲田大臣のケースもございましたので、そこところははっきりさせておきたいということ、お伺いさせていただきます。

次に、ちよつとお伺いしたいんですが、そもそも論に戻りますけれども、昨日、大阪の方で、訴訟の第一回の口頭弁論が行われました。これは何の件かといいますと、情報公開法に基づいて、この国有地の件が非開示になっていたことに対して開示してくれというのを申し上げたところ、

開示してもらえなかったということで訴えが行われて、提訴は、たしかことしの二月八日だったと思えますが、きのう一回目の口頭弁論が行われています。

まず、改めて、この案件をそもそも非開示にした理由をもう一度御説明ください。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
国有地を学校用地などの公的な用途に売却した場合の契約金額は、原則公表となつてございます。ただし、情報公開法上、開示義務の例外規定がございまして、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、相手方が公表に同意しない場合、公表しない取り扱いとしてございます。

本件でございますが、当初、相手方より、契約金額を公表することで、地下埋設物について広く周知され、保護者等への風評リスクが生じかねないため、契約金額を公表しないように要請があったことから、非公表としていたものでございます。

○今井委員 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」という場合はということ、例外規定は確かにありますが、ここで伺いたいんですけれども、そもそも、この土地は、ごみを全て撤去して、そしてきれいな形で学校を建てるという前提です。全てきれいに学校を建てるのに、なぜこの法人は不利益をこうむるんでしょうか。そこが私はどうもわからないんです。

全部工事をして、きれいにした上に建てるんですよ。競争上のおそれは何も起きないと思うんですが、それをよして、是とされたんですか、財務省さんは。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

まさに、委員御承知でございますけれども、もともと浅いところに埋設物があったり土壌汚染があったりした土壌でございます。その上、

もとの履歴を見ますれば、池沼であったり、いろいろな履歴もございませぬ。

そういう中で、以前の国土交通省の調査により見つかっているもの以外に、新たに埋設物が見つかったということもございませぬので、そういう意味では、もちろん、撤去、処分費用を適正に見積もりまして、控除して売却をしてございませぬが、そういう履歴、それからそういうものが新たに見つかったということ、売買価格が当初の鑑定価格九億よりかなり低い価格になっているということになれば、やはりそこは、近所の方々あるいは集まってこようとする保護者の方々も、そういうものかということを考えれば、学校側がそういう風評被害のリスクについて懸念することも理解できたところもございませぬ。

○今井委員 もう一回伺いますけれども、この見積もりをしたときというのは、そもそも森友学園がこの工事を行うという前提で見積もりをしているわけですよ。ですから、土地はきれいな形になって建物が建つはずであるというふうな財務省さんは認識しておられたのではないのでしょうか。

工事が行われないのに見積もりはしませんよね。工事が行われるという前提でこの金額を出されたわけですから、当然、きれいな形で学校を建てるというふうにお考えになって契約をしたということじゃないでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

撤去費用の考え方でございませぬが、浅いところの部分はもう申し上げたとおりでございませぬけれども、新たな埋設物が出たということ、これは、当然、国が貸し主で所有権がありましたので、国の瑕疵でございませぬ。したがって、そういう新たな埋設物が今後どうなるかということもございませぬ。

それから、先ほど申しましたように、この土地は、もともと昭和三十年代、池沼でございませぬ、そこは昭和四十年代に廃棄物関係の法令ができて、その前に宅地化されているということで、さ

まざままものがそこに投棄されて、池、沼のところにも広くそういうものが深い層になっているということも当然推定されるわけもございませぬ。

それからもう一点、先ほど申しましたように、土壌汚染の履歴がございませぬので、浅いところにももちろんあったので、そこは有益で取るわけもございませぬけれども、さらにほかの部分についても、そういう土壌汚染がある可能性も否定はできないわけもございませぬ。

そういうさまざまな状況の中で、この撤去費用の見込みかというのは大変予測困難な状況の中でおございませぬ、そういう中で、我々国として今後責任をとらないというふうな瑕疵については、こういう状況の中で、これはもう一切国として免除されるという特約をつけるべきだ、こう必要性を考えてございませぬ、その上で、短期間の間に知見のある国土交通省にお願したというのがこの撤去費用の見積もりの考え方でございませぬ。

○今井委員 ちょっと私の質問と違う答弁になっちゃっているんですけども。

これまで、先方から自分で撤去して建物を建てたいという申し出があつたので見積もりをいたしましたということをおっしゃっていますから、当然向こうは撤去の工事をする、そういう前提で金額を査定しておられるわけですよ、だつて、工事をするから見積もつてくれとおっしゃっているんですよ。であれば、その土地は、今おっしゃったように、確かに昔は沼地とかいろいろありましたよ、それをきれいにするための工事をするんじゃないんですか。ごみが出たものを取り除いてきれいなものにするという工事なんですよ。だつたら、それが終わつた段階ではきれいな土地じゃないですか。なぜ、そこでまだいろいろあるものがあるということになつちゃうんですか。

○佐川政府参考人 撤去費用の見積もりについては先ほど御答弁したとおりでございませぬ。私ども、撤去費用を見積もつたということは、それは不動産鑑定価格からその撤去費用分を見積もつて、その地下に埋設物がある状態の適正な価格、いわゆる地価を算定して先方にお売りしているわけもございませぬ。

そういう意味で、何度でも御答弁申し上げておきますけれども、先方に、その埋設物がある状態での一・三億円の値打ちの土地を売却してございませぬ、それはもちろん先方で撤去するんだらうと思われませぬけれども、先方がそれをどういうふうにお判断するかというのにはあろうかと思はれますが、いずれにしても、建設工事と撤去工事と一緒にやりながら早く開校したいという御趣旨でございませぬ。

○今井委員 これまでの御答弁で、本来は自分たちで撤去して渡すこともできたんですけども、向こうが工事をするとおっしゃっているの、見積もつて、向こうでやつてもらうことにしましたとおっしゃっているわけですよ。ですから、工事をすることを前提で見積もりをされているということですよ。そういうことじゃないんですか、何かちよつと違うことをいろいろおっしゃつていませぬけれども、当然、向こうは工事するということでは、その分だけ費用を差引きしようということ、費用を差引いたということじゃないんですか。

○佐川政府参考人 委員がおっしゃるとおりでございませぬ、方法としては、国がもちろん撤去して先方に売り渡すということもございませぬ。ただ、時間もないということもございませぬので、先方が撤去するということがございませぬので、それはもう先方が撤去することを前提にその撤去費用を見積もつたということもございませぬ。

○今井委員 そうですよ。ですから、やはり撤去してきれいな土地になるということですから、そんな、競争上の地位その他利益を害するということには僕はならないと思ひますよ、これ以上この議論をもしようがないんですけれども、もう一度確認したいんですが、ことしの二月八日に提訴が起きて、二月十日に突然開示してしまつた。この間はこういうやりとりがあつたんですか。どうして、突然開示になつたんですか。財務

省さんの方から森友学園にこれはどうしようかと相談したんですか。どうして、突然こういう判断になつたんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。先生方の方にも一度資料として御提出をさせていただいてございませぬが、価格の公表に至つた理由でございませぬが、森友学園が、今般マスコミに報道された結果、非公表を継続した場合、国有地を不当に安く取得した等の誤解を受けるおそれがあると判断し、契約金額を公表することに同意することとしたためというのが理由でございませぬ。

○今井委員 では、財務省さんから言つたんじゃない、森友学園から、向こうから連絡が来たということでもよろしいですか。

○佐川政府参考人 先方から、同意するということが来たということもございませぬ。

○今井委員 いや、同意するじゃなくて、何に同意するんですか。同意するということは、そちらが開示しますかということをおっしゃつたから、同意しますとおっしゃつたんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。最初は、先方が非開示してくれという要請があつて、非開示にしているわけもございませぬ。今回は、今回というか二月のその時点では、先方が公開することに同意をしたために我々はホームページ上に公開をした、こういうこともございませぬ。

○今井委員 いや、僕は経緯を聞いていますけれども、財務省さんが、こういうふうになつていませぬけれども、どうも言つて、向こうが、では、開示しますわとおっしゃつたのか、財務省からは何も言っていないだけども、森友学園の方から連絡が来て、ちよつとこれは開示しますわということ、事実関係だけ伺っているんです。

○佐川政府参考人 先方、森友学園が誤解を受けおそれがあると判断して、先方から公表することに同意するというふうに来たと思ひます。

○今井委員 はい、わかりました。

それで、現在、きのう始まりました口頭弁論のところ、先方は今、不開示処分を取り消しを求めるといふ訴訟をされていますけれども、国側は、これは請求棄却をきのう求めています。つまり、不開示処分をしたといふことを何も悪くないといふことで戦おうとしていますけれども、この段階でも森友学園さんに確認はできたんじやないでしょうか。不開示請求が来ていて、そのことに對して確認して開示するといふことはできたんじやないでしょうか。

だから、私が申し上げたいのは、これで国が請求棄却でこの裁判を戦うといふことの意味は一体何なんだろうと。これは、相手方の言い分をそのまま受ければよろしいんじやないんですか。なぜ、これを戦おうとしていらつしやるんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

大変恐縮ですが、委員の御質問の趣旨を間違えていたらまた御指摘いただきたいというふうに思いますけれども、ある方から、市議の方ですが、ある方から不開示請求があつて、その時点におきまして、今回不開示にした理由について何か状況の変化があつたわけではございませんので、そういう意味では、不開示請求があつたとしても、その点についてそのまま非開示にしていたといふことだと思ひます。

○今井委員 きょう第一回の口頭弁論が行われましてけれども、裁判長の方から、この売買金額、今報道されている金額で結構ですかという質問がありましたけれども、それすら答えられません。何を聞いても、この代理人の人は答えなかつたそうです。こういう姿勢だから、何かよくわからないうと国民が思われるんじやないですか。

この国会の場もそうですし、司法の場でもお答えできない。売買の金額すら答えられないとおっしゃっているんですよ。そういう態度はいけないうんじやないですか。いかがですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

大変恐縮でございますが、裁判の中の両者の

やりとりについて、ちよつと今、私はコメントする立場にないといふふうに思ひます。

○今井委員 司法の場に行つていますから、ここでお答えできないのはわかりませんが、戦つていゝ相手は一緒ですから。皆さん、財務省さん、国が戦つていゝんです。皆さんの仲間が戦つていらつしやるんです。同じロジックじやないですか。国会でやつていゝ話も、そこでやつていゝ話も同じ話なんですから、それは一体です、一体でやつていらつしやるんです。

ですので、私は司法の場で話す立場じやありませんから、戦つていゝのはまさに皆さんですから、こういうところもちゃんとしっかりと説明をして、相手が求めていることはしっかりと受け入れらるぐらいのことはしていくべきだと私は思つていゝんですが、その点について、もう一度御答弁ください。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

法廷における双方の言い分、どのタイミングでどういふふうにお答えするか、それぞれ双方、裁判で議論されることだといふふうにお答えしております。

○今井委員 ちよつと水かけ論になつてしまひますけれども、そうやつて、法廷だからわからない。せめて、では、法廷で戦つていゝ人たちにそういう意見があつたことを伝えますぐらいのことは、それぐらいおつしやればいゝじやないですか。何も私は関係ありませんとやつて、ずつとそういう答弁をされるから、こつやつて世論調査の結果が出ちゃうんですよ。これは、本当に財務省の言つていゝことが正しいのなら、堂々と一つ一つ説明していけばいゝじやないですか。それをぜひお願ひします。

次に、もう一度確認したいんですけれども、当初、買ひ受けつきの有償貸付契約にしたときに、先方からは、買ひだけのお金がないので、とりあへず貸し付けにしてほしい、八年ぐらい、めどが立つたら何とか買ひたいから、そういうやり方にしてもらえないかといふ依頼があつたといふふう

に承知してはいますが、その経緯で間違ひないですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

公的取得要望を近畿財務局で行いましたときに、府、市からなくて、要望がこの学校法人からの取得要望を議論するときに、先方から、そういう意味では、初めから貸し付けでこの土地を取得したいといふか、処分していただきたいという要望がございました。

○今井委員 その理由は財務的な問題ですか。すぐにその売買代金が払えないから、そういう理由で申し出があつたんですか。

○佐川政府参考人 財務上の理由といふことで、定期借地十年間の間に、委員おつしやりましたように、八年ぐらいの間に何とか買ひ受けできるのではないかといふお話だつたといふふうにお思ひます。

○今井委員 では、その貸し付けにしたときに、貸し付けの根拠となるそもそものその土地の代金、そのときの評価額、これは九億五千六百万ぐらいだつたと思ひますが、それぐらいで間違ひないですか。正確には結構です、九億何千万。いろいろな評価法で、九億三千万があつたり、五千六百万があつたり、いろいろしてゐるんですけれども、九億数千にしましようか。九億数千といふことでよろしいですか。

○佐川政府参考人 大変恐縮でございますが、委員とちよつと同じ感じなんですけれども、九億数千万といふことでござひます。

○今井委員 ちよつと私が言つただけなので、もう一回確認します。

先方から、自分たちで撤去工事と建物を建てる工事をやりたいので見積もりをしてほしいといふ申し出があつたといふことでよろしいですよ。ね。

○佐川政府参考人 買ひ受けのときのお話だといふふうには理解してよろしいでござひますよ。買ひ受けのときには、先方として、時間がないので、一年後に開校といふことなので、国が行う

と時間がかかりますので、私どもとして撤去工事もやりたいので買ひ受けをしたい、そういう意味で撤去工事と建設工事を同時にやりたいといふことと、買ひ受けを希望されたといふことでござひます。

○今井委員 そういふことですね。

そうすると、これは売却を一億三千万ちよつと売却代金で売つていますけれども、撤去工事にかかる費用が八億二千万弱といふことですね。合わせれば九億数千、引き算ですから同じなんですけれどもといふことなんです。もともと九億数千円のお金、財務上お金がないので、払えないので分割にしてくださいといふふうには言つてきたわけですね。

であるとすると、この一億三千万で買つて、八億一千万円の工事をするといふことは、森友学園には財務的には不可能であつた。同じ金額で購入できないんですから、この工事をやる財力はないといふのは財務省さんは当然わかつていたと思ひますけれども、同じ金額ですから。違ひますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

貸付契約から売却契約に移るわけでございますが、当然、財務状況のそういう要因で、貸し付けのときに貸し付けとおつしやつて、買ひ受けのときも、財務状況が決してそれを買えるだけの余裕がないので延納、分割払いにしてほしいといふこととおつしやつていました。

そういう意味では、その財務状況でどれだけ撤去費用があるか、それはもう、どう調達するかは先方の御判断でありますけれども、別に、即座にそこで何か撤去を全部行つてはいいではないでしょうか、どういふ工事で、その撤去業者とどういふ契約にするか、どういふ資金調達をするか、それは先方の御判断だといふふうにお思ひしております。

○今井委員 つまり、そこで撤去するかどうかもわからないと今おつしやつていましたけれども、これは撤去しないかもしれない、お金もないし、できないんだらうなと思ひながらこの契約を結んだといふことですか。今そういう感じでおつ

しゃっているから。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

ちよつと表現が悪かったかもしれないけれども、一年後まで、開設するまでの間に順次いろいろな撤去工事や建設工事をしていくということ、別に、その場で、わずか一週間か一月で何かを全部する、そういうことではなくて、全体としての資金計画なり撤去工事の工程なりさまざまなかがある中で、先方として御判断されるということだろうかというふうに思います。

○今井委員 財務省さんが見積もった八億二千万という金額は、撤去に必要な費用であるという妥当性を感じておられますか。

○佐川政府参考人 この撤去費用につきましては、さまざまな過去の調査、経緯、それから国土交通省の知見と実績、そういうものを踏まえて、国土交通省においてまさに適正に見積もったものというふうに考えてございます。

○今井委員 まさに、御自分でおっしゃいましたけれども、このごみを撤去するのにそれだけの費用がかかるということをおっしゃっているわけですか。

ですから、先方がどの段階でとやろうが、学校を建てるまでにはその金額がかかる。段階も何もありませんよ、だって、最初に掘らないといけないんですから。途中で掘るわけにいかないんですから、最初に掘るんです。それから、建物を建てるんですから。そんなのは誰でもわかりますよね。だから、途中の段階でなんてことはあり得ないんです。工事の順番としては、最初に掘るといふことでしょうか。そうじゃないんですか。違うほかの方法があるんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申ししたのは、そういうことも含め資金調達をどうするか、要するに、借入金等もどうするか等、さまざまそれは学校側の経営判断だろうということ、私もそこまでは別に勘案していませんというのを申し上げます。

○今井委員 最初にそのお金で買えない、お金が

ないと言ってきた人たちなんですよ。今、自分言っていてちよつと苦しいなと思っておられると思いますけれども。

お金がない、資金も調達できないから分割してくれと言ってきた、貸し付けにしてくれと言ったところが、この工事をやるのにどう調達するかどうかも含めてそれは向こうが考える問題だとおっしゃっていますけれども、一番最初に財務を、財務状況を見られて、そういう貸付契約という特例にしてあげたんでしょ。ということ、そこには調達能力がないから貸し付けにあげたんじゃないですか。違うんですか。

だから、では、ごみの方のところはそれはまた資金調達を別にやってくださいというのは、それはちよつと整合性がとれないですよ。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

ちよつと、私はそのごみの撤去等について少し御説明しましたけれども、基本を申し上げますと、私も、国有財産行政をやっていますのは、先方がごみをどうするかという御判断ではございませんで、今ある土地をどう適正な価格で先方に売却するかということが基本でございますので、そういう意味で、契約上、先方が買い受け契約に移りたいというふうになれば、私も適正な対価としての時価を見積もって先方に売却する、そういうことが最大の基本でございます。それから、先方がどういうふうになられるとか、どう撤去するかとか、そこについて別に私どもがコメントする話ではないということでございます。

○今井委員 先ほど局長が二つの方法があったとおっしゃっていますよね。国が撤去してお渡しする。もう一個は向こうにやってもらう。だから、どっちにしても撤去するというのが前提になっていくわけですから、その価格で査定したので、あとは向こうで工事するかどうかの私は知りませんとするのは、それはちよつと無責任じゃないですか。

○佐川政府参考人 基本的にこの法律なり契約な

りということで御理解賜りたいんですが、浅いところの埋設物については、貸付契約で有益費で対応する。新たに見つかった深いところの埋設物は、これは民法上、国の貸し主としての瑕疵でございます。したがって、いずれにせよ、私どもはこの新たな埋設物に対応しなければいけない立場にあったということでございます。

したがって、その新たな瑕疵に対して我々が対応するに当たって、自分たちでその瑕疵を除くのか、我々の一切の瑕疵を免除する特約を付して先方に適正な時価でお渡しするのか、そういう選択をしたということを私は申し上げております。

○今井委員 いや、私の質問はそうではなくて、向こうはお金がないからこの工事はできないだろうなということはおわかっていましたよねということですが、それは今の説明で通すなら通すでもいいですけれども、それと別に併存し得るわけですか。それはわかっていたけれども、あとは向こうの問題なので、向こうが工事しようが何しようが、それは我々の関知するところじゃない、瑕疵担保も義務も解除しているからあとは知らない、そういうことをおっしゃっているんですね。

○佐川政府参考人 国有財産の処分という意味では、我々は適正な時価で先方に売却したということでございます。

○今井委員 いや、ですから、先方は財務的にはこれはできないというのを見えませんでしたよね。イエスかノーかです。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕

○佐川政府参考人 その予見について、私も国有財産を適正な時価で、契約に基づいて、民法上の瑕疵を、責務を果たすというところに基いて売却するという話とは、そこは違う話でございます。

○今井委員 これは学校をつくるんですよ、学校を。ここにごみがあるという問題があるから撤去したいとおっしゃっているわけでしょうか。文科省さん、いらつしゃっていますけれども、

契約上、それは問題ないと言っていますが、先方が工事するかどうかわからないというか、ほばやらないのははっきりわかっているわけですよ、財務的に。これは財務省さんですからね、こんなことぐらいわからないはずはないので。そういう状態を土地を渡して学校を建てさせるといふことは、教育行政上、国としてのあり方としていいんですか、そういう形ですか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

学校の施設の開設に当たっての考え方ということでございますけれども、文部科学省におきましては、小学校を設置するのに必要な基準をいたしまして、小学校の設置基準を定めてございます。この省令の中には、「小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならぬ」という規定がございますけれども、学校予定地の土壌の問題あるいは地下埋設物についての具体的な定めは設けておるわけではございません。

なお、一方で文部科学省としては、法的な拘束力はございませんけれども、学校施設の計画、設計上の留意事項を示したガイドラインでございます。小学校施設整備指針を定めてございます。この中には、建物、屋外運動施設等を安全に設定できる地質、地盤であるとともに、危険な埋設物や汚染のない土壌であることが重要である旨を記載して、学校設置者等に周知しております。

ただ、これは、いずれにせよ法的拘束力がないということでございます。具体的にはどう考えるかということにつきましては、学校の開設者、設置者、そして認可に当たるといふことの判断にならうかと存じております。

○今井委員 今御答弁があったように、法的拘束力はありませんが、ガイドラインという形、指針が出ていますが、その中に、土壌汚染とかそういうのも全部きちっときれいに学校をつくってくださいというのを、文科省さんがガイドラインをつくっているんです。だから、学校をつくるときは、そういうことをきちっとやるかどうかと

いうことを国全体で考えるべきじゃないですか。財務省さんは、契約だから、向こうがそれをどうするかなんて私は知ったことじゃありませんというの、それはちよつと私は無責任だと思いませんよ。

○佐川政府参考人 私ども、土地を処分するに当たりましては、当然のことながら、各都道府県、今回は大阪府の私学審議会の認可適当という答申を前提にしまして土地の処分をしてございます。その意味では、今文科省の方からも御答弁がありまして、まさに学校としてのありようとか認可とか、そういうことは、さらに、その許可認可を持っていらっしゃる行政の御判断だというふうにご覧いただいております。

○今井委員 今後、本当にこういうことがないようにはしていただきたいんですけども、契約書を盾にとつて、こうやつて学校の建築に当たつて、こういういろいろな疑義が出るようなことを許してしまつておられるというところは、私はこれは一つの瑕疵だと思つておられます。そのことはぜひ反省をしていただきたいと思つておられます。

それで、国交省に来ていただいておりますので、改めて確認したいんです。積算根拠のうちの九・九メートル、これは何度も出ていますが、一応確認したいんですけども、この九・九メートルというのは、業者さんが掘つたものですね。御自分たちでは一切調査をせず、業者さんの言っているものをそのまま、言葉は悪いかもしれませんが、言い分をうのみにしたということではよろしいですか。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○平垣内政府参考人 お答えをさせていただきます。本件土地の地下埋設物につきましては、平成二十二年に大阪航空局が行つた地下構造物状況調査において、少なくとも深さ三メートルを超えるところに廃材、廃プラスチック等のごみがあると確認されておられます。その上で、本件地下埋設物の撤去費用の見積りに当たり、その深さに対し

て、今委員御指摘がありました、くい場所につきましては九・九メートルということになつておられます。その理由といたしまして、本くい掘削工事箇所を九・九メートルと見積もつた理由を申し上げます。

一つは、平成二十八年三月十四日の現地確認において、九・九メートルのくい掘削工事の過程において発見された廃材、廃プラスチック等のごみを大量に含む土が広範なエリアに積み上がつておられることを確認してございます。これらは、その前年十一月に国が現地確認に赴いたときには確認されなかつたものでございます。

もう一つは、現地確認に当たりまして、工事関係者からヒアリングを行つております。九・九メートルのくい掘削工事から、廃材、廃プラスチック等のごみが出てきたとの御報告を受けておられます。また、当時、くい掘削時の工事写真におきましても、掘削を終えた掘削機の先端部に絡みつくほどの廃材、廃プラスチック等のごみが発生していることを確認してございます。

また、先ほど理財局長の方から御答弁申し上げておりますけれども、本件土地の北側や西側については、昭和四十年代初頭まで池や沼であり、その後、昭和四十二年から四十三年にかけて埋め立てがなされ、急速に宅地化が進んだことが確認されておられます。

廃材等が混入した経緯につきましては、当時は、大幅に規制が強化された昭和四十五年の廃棄物処理法の施行前でございます。廃材等の不法投棄などにより、宅地化の過程、あるいはそれ以前から、地下の深い層から浅い層にかけて、廃材、廃プラスチック等を含む相当量のごみが蓄積することとなつたと考えられておられます。

以上のことから、九・九メートルまでごみが埋まつておられると判断して、見積もつたものでございます。

○今井委員 一言で言つてください。業者さんの方からの情報で判断したということ

ですね。自分では掘つていないですね。それだけ。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。繰り返しの答弁になりますけれども、今、申しましたように、一つのことと判断しておられるわけじゃないですね。先ほど申しました理由を総合的に判断して、判断しておることでございます。

○今井委員 自分では掘られましたか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。自分では掘つてございません。

○今井委員 それだけでいいんですけれども、それで、これまでの答弁で、私はひとつ気になつておられるんです。

一つの論点は、もうこれはきょうはやりませんが、九・九メートル掘つて、どこにごみがあつたかは確認されていません。ですから、三メートルのところにあつたのかもしれないし、九・九メートルのところにあつたのかもしれないし、それはわからないと答弁で全しておつておられますから、それはなぜ、では、九・九まで取つたんだということ、何度も追及を、いろいろなところで質問をさせていただきますが、私を含めてほかの人にも。

国交省さんの答弁は、その、この九・九メートルまでこうやつて延ばして、その先に何かあるかわからないので、とりあえずこのマックス九・九メートルのところで計算をして、それで、後は瑕疵担保義務をもうここで解除して、もうそれ以上は大丈夫ですという状態にして金額を決めたんですとおっしゃつておりましたけれども、そういう理解でよろしいですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。先ほど先生御指摘のように、今後、瑕疵担保責任を負わないということを前提にしております。ただ、その中で、先ほど申しましたように、

九・九メートルと判断した、もう一度繰り返して御説明いたしますけれども、三月十四日の現地確認において、九・九メートルの掘削工事の過程において発見された廃材、廃プラスチック等のごみを大量に含む広範な……

○今井委員 では、質問をかえさすけれども、なぜ九・九メートルにしたんですか。九・九メートルじゃないところからごみが出てくるかもしれない、それはわからないと今まで答弁されておられますが、では、何で九・九メートルを採用したんですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

九・九メートルと見積もつた理由といたしましては、先ほど来答弁させていただきましたけれども、平成二十八年三月十四日の現地確認において、九・九メートルの掘削工事の過程において発見された廃材、廃プラスチック等のごみを大量に含む土が広範なエリアに積み上がつておられることを確認してございます。これらは、その前年十一月に国が現地確認に赴いた際には確認されなかつたものでございます。

さらに、現地確認に当たつては、工事関係者からヒアリングを行つておられます。九・九メートルの掘削工事から廃材、廃プラスチック等のごみが出てきたという御報告をいただいております。また、当時、くい掘削時の工事写真におきましても、掘削を終えた掘削機の先端部分に絡みつくほどの廃材、廃プラスチック等のごみが発生していることを確認してございます。

あと、もう一つは、先ほど申したとおり、本件土地が昭和四十年代初頭、池や沼であつたというようになことを勘案いたしまして、九・九メートルという判断をしておられるところでございます。

○今井委員 先週の参議院の大塚耕平さんの答弁のところでおっしゃつておられるんですね、参考人の方が、将来のリスクを断ち切るため、森友学園側に瑕疵担保責任を免除という売買契約を結ぶという前提のもとに、地下埋設物の撤去費用の見

そこで、大臣に確認をいたしますけれども、あなた方が適正と考えているかどうかはともかく、国民はその説明に到底納得していない、適正などとはとても思えないと言っている、その事実は、大臣、お認めになりますか。

○麻生国務大臣 世論調査というものに関する信頼が極めて宮本さんの場合は高いということなんだというのはいくらかありました。私の場合は、世論調査のとおりやったら選挙に落ちたもので、世論調査は絶対信用しないと以後思ったおかげですつと当選し続けているんだと思つておるんですけれども。

基本的な考え方として、今おっしゃるような、適正な価格ということをしつと申し上げてきておりますので、それに関して、私どもの気持ちとしては全く変わっておりませんし、適正だったと思つております。

ただ、そういった御意見が世の中には多くあるということ、今言われたとおりなんだということとは理解できますけれども、私どもの場合は、部分部分としてはきちんとしていて、間違いないと思つておりますけれども、ただ、全体として見て、いま一つ腑に落ちないという気持ちがあるという話はわかりますけれども、私どもの立場といたしましては、きちんとこれまで御説明申し上げてきたとおりだと思つております。

○宮本(岳)委員 財務省のつもりはわかるんですけども、腑に落ちないという国民の声が多いということは認めざるを得ないと思います。先ほどの答弁もそうだったと思います。

小池見参院議員が内部告発に基づいて政治家の関与を示す事実を突きつけても、また、私が、一昨年九月の四日、先ほど議論になった近畿財務局九階会議室で行われた会議、近畿財務局の池田統括管理官、大阪航空局の高見調整係、森友学園側のキアラ設計や中道組との打ち合わせ記録を示して、その会議の事実関係を問いただしても、書類を廃棄した、こう言つて、調べようと思わない状況では、国民の納得は得られないと思うんです。

す。

先ほどの今井議員の質問に少し続けますけれども、新しいものが出てきたかどうかはともかく、では、有益費に関しては、理財局長御答弁の期間、さまざまな打ち合わせをやつてきたとお認めになつていらっしゃるわけですから、九月の四日に近畿財務局九階会議室で有益費に関する話し合いが持たれたことはお認めになりますか。

○佐川政府参考人 答弁申し上げます。以前にも御答弁したかもしれませんが、七月から十二月までの間にさまざまな会議が設けられていたというのは申し上げましたが、何月何日にどこでどういう面会があったかというのについては、記録がないので、その点については申し上げられないというところでございます。

○宮本(岳)委員 いや、それこそ、池田統括管理官に聞かれましたか。

○佐川政府参考人 担当官が当時の事業者の方とか大阪航空局の方と御議論していたというのはそうだと思いますが、何月何日にどこで何をされたということについては、そこまで私どもは確認してございません。

○宮本(岳)委員 いやいや、それは池田統括管理官に確認をされましたか。

○佐川政府参考人 直接、池田統括官そのものに、その日に何があつたか確認してございませぬ。

○宮本(岳)委員 そんなことで一体誰が納得しますか。これだけ問題になつていて、みずから記録を廃棄したと聞き直つて、そのことを確認しろと言つたつて確認もしない。それは、国民は納得しない七五%は当たり前ですよ。

今まさにこのことが問われている。隠蔽と言われても仕方がないと思つています。去る二月十五日の質疑で、佐川理財局長は、近畿財務局は本件土地の処分について、二〇一五年二月十日に開催された第百二十三回国有財産近畿地方審議会に諮る前に、この豊中の土地の貸し付けについて大体確定だという内諾を与えていたの

ではないかと私の問いに、二〇一五年一月二十七日、大阪府私立学校審議会において、条件つきで学校設置の認可相当との答申がなされる以前に、財務省あるいは近畿財務局から大阪府の私学審の関係者に対して、予断を持つて森友学園の学校運営の状況等を伝えた事実はないと答弁された。

この土地については森友学園に貸せるだろうという見通しを伝えたことはないのかという問いに對しても、そのようなことはございませんと答弁いたしました。

理財局長、この答弁は今も変わりませぬ。○佐川政府参考人 私学審での結論が出る前に、先方に対して、国有地の処分について予断を持つてお答えすることはございません。

○宮本(岳)委員 一昨日、大阪府の松井知事は、二〇一五年一月の臨時私学審が条件つきで認可相当の答申をまとめたことについて、当時、国からは、国有地の売り渡しを審議会に諮るため、小学校の認可の見込みを発表してくれと言われた、国の担当者が大阪府教育庁の私学課に何度も足を運んでいただくと述べ、府の私学審議会が答申をまとめたのは、国有地の売却を早く進めたい国の要請を受けたものだったという認識を示したNHKが報じております。

きょうは文科省に来ていただいておりますが、これは事実ですか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。大阪府知事の御発言について、私ども文部科学省がかつて御説明する立場にはないわけでございますけれども、お尋ねがございましたので、大阪府に確認をいたしました。そのことをそのまま御答弁をさせていただきます。

大阪府に確認をいたしましたところ、松井大阪府知事が、十三日の囲み取材で、国の要請を受けたとの発言はなく、以下は松井府知事の発言でございますけれども、卯と鶏の話で、国の売り渡し審議会にかけられるために、大阪府として見込みを発表してくれと言われたからです、国からそういう

形で府の私学課に何度も足を運ばれて、本当に国が売らばなら、私学としてあり得ますという返事をしているだけです、それは当然の話だと思つたの発言があつたということでございます。

大阪府によりますと、この御発言は、大阪府において近畿財務局と手続等について事務的な情報交換を行つていたことについて述べられたものであるということでも承つております。

○宮本(岳)委員 少なくとも何度も足を運ばれてそういう話があつたということをおっしゃつておるわけでありませぬけれども、理財局長、大阪府知事のその説明について、これはそれでいいんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。公的な用途で国有地を処分する場合、まず事業の許認可主体の判断が示されることが前提でございます。それを受けまして、私どもも国有財産の地方審議会でも審議を行つていただきます。

先ほどの大阪府と近畿財務局の話につきましては、私ども、取得要望を受けた後に、大阪府に對しましては、大阪府の中でどういう取得要望が出ているけれども大丈夫でしょうか、審議会の手続とか、そういう事務的な確認は、先ほど文科省の答弁にありましたとおり、行つております。ただ、いずれにしましても、近畿財務局から、地方審議会でも国有地の処分は確実に行われるということをお伝えしてみたり、国有地の売却を早く進めるために私学審議会の答申を早く出してほしいな

どといった要請をすることはございません。○宮本(岳)委員 鶏か卵かという言葉がございましたけれども、私は一貫してそのことを指摘してきたんです。決して、私は、この森友事件について、大阪府が被害者だったとか、松井知事や府議会と党である大阪維新の会が無関係だと言つても

りはありません。既に報じられているように、二〇一四年十二月の大阪府私学審で、財務状況への懸念などから設置認可が継続審議となつた直後に、大阪府豊中市選出で大阪維新の会所属の中川隆弘大阪府議が籠

池理事長から小学校の設置認可について働きかけを受けたことを明らかにしております。籠池氏から働きかけを受けて大阪維新の会の中川府議は、府の担当者に認可手続の進捗状況を確認、一五年一月に臨時審議会が開かれる予定であると籠池理事長側に説明をいたしました。

そもそも大阪府では、森友学園の要望後に、大阪府が私立小学校の設置基準を緩和していたことが明らかになっております。これまで幼稚園しか設置していない学校法人は借入金で新設は認められていなかったわけでありすけれども、借入金があっても設置を認めるように、基準を緩和したわけでありす。

文部科学省に確認しますが、森友学園が大阪府に対して私立小学校の設置基準の緩和を要望したのはいつで、設置基準が緩和されたのはいつか。また、森友学園以外に要望を出したところはあったか。そして、規制緩和後、森友学園以外に小学校設置の認可申請が提出されたことはありますか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。これも大阪府の基準の改正に関するところでございますので、大阪府にお聞きしたことをそのまま御報告申し上げます。

大阪府に確認をいたしましたところ、平成二十三年七月に森友学園から借入金による小学校の設置について審査基準の改正の要望があり、平成二十四年四月に審査基準を改正したとございす。審査基準の改正の要望は森友学園からなされたということで聞いています。

なお、大阪府によりますと、本改正は、他の都道府県における取り扱いを踏まえた検討を行った上で、私立学校審議会への報告、パブリックコメント等、所定の手続を経て改正したとございす。

なお、改正された基準を活用した私立小学校設置認可の申請件数は、森友学園からの瑞穂の国記念小学校に関する一件とでございます。

○宮本(善)委員 要望も森友学園一件のみでありすし、それに基づいて申請が上がったのも森友学園一件ということであります。

本日、橋下徹元大阪府知事は、これはまずかつた、このときは自分の責任だということを、反省の言葉をツイッターで明らかにしております。

二〇一五年一月二十七日の臨時私学審議会での条件つき認可適当の答申に至る経過、これをめぐっては、国と大阪府でやはり大きく食い違いがあるというふうに言わなければなりません。

そこで、委員長に申し上げますが、松井大阪府知事は、国会で大阪府私学課の職員に対する参考人招致要求があったことに関して、私学課を呼ぶなら僕を呼ばないと自身が応じる構えを見せております。

私は、本件審査のため、松井一郎大阪府知事を当委員会に参考人として招致することを求めたいと思ひますが、お諮り願ひたいと思ひます。

○御法川委員長 理事会で後刻協議をいたします。

○宮本(善)委員 そこで、大阪府私学審議会でありす。

昨日、NHKは、昨年十二月に開かれた審議会の議事録を入手した旨を報じ、ある委員から大阪府が学園側に入志願者について問い合わせても人数は教えてもらえていないなどと、開校予定まであと三カ月余りとなった昨年十二月の時点でも、大阪府に対し入学する見込みの人数を報告していなかったことを報じました。

配付資料の一を見ていただきたい。これは、その昨年十二月二十二日の大阪府私学審議会の議事録であります。日本共産党大阪府議員団を通じて、昨日、私が入手したものであります。

二枚目、九ページというページ数を打っている下線部を見ていただきたい。さる委員から、安倍首相の奥様が名誉校長になられたという記事について、その経緯の裏づけとかどういふバックでするかという質問が出ております。それに対し

て、事務局である大阪府私学課が、大阪府には正式になったという報告はいたしていないと答え、さらに、現首相の奥様が名誉校長になつていることが気になるんですよとの声が出され、パンフレットに載っています、パンフレットに載っているのですか、一般的に何でそんな興味を湧くのでしょうか、我々も、何でこういう経緯で、当然気になります、途中で切れていすけれども、それをスルーしていくと、後で大きな問題になるのかなと思ひます、それで聞いてみたんですというやりとりがその後交わされております。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。今先生がお示しした資料の御指摘いただいたところには、そのような記述がございません。

○宮本(善)委員 安倍首相の夫人が名誉校長になつていことに委員から疑問が出され、これを放つておくことと後で大きな問題になりかねないという危惧の声が出されていす。まさにその後、大きな問題となり、名誉校長をやめることになりました。やはり、これは誰が考えてもおかしなことであつて、安倍首相夫妻の政治的、道義的な責任は免れないと言わなければならぬと思ひます。

さて、私は、近畿財務局と大阪府私学課は、片方だけが悪者で片方が被害者などというものではなく、どちらも陰にひなたに手をとつて、あらかじめ示し合わせ、手はずも段取りも整えられた上で今回の認可申請と国有地の処分を行つてきた、いわば共犯関係であると断ぜざるを得ません。

まず、国土交通省航空局に確認をいたします。森友学園が新関西国際空港株式会社へ助成事業費を申告したのは一体いつだったか。幾らの申告だったか。それが内定し、新関西会社が森友学園に内定通知を郵送したのは何年何月何日でしたか。

○佐藤(善)政府参考人 お答え申し上げます。

委員が配付された資料二、これは関西エアポート株式会社の発表資料でございますが、そこにもございすように、平成二十六年、二〇一四年でございすけれども、九月二十九日に、森友学園が新関西会社に対して助成事業の計画概要書を提出してございす。このときは、騒音対策としての空調の整備に対する助成の要望の受け付けということでございすけれども、空調整備費は一億四千八百万円ということでございす。

これに對しまして、新関西会社から森友学園に對しまして内定通知を出しましたのは、平成二十七年、二〇一五年三月二十三日ということでございます。

○宮本(善)委員 配付資料二につけておきまして、これは極めて奇妙なんです。森友学園が空調の整備費一億四千八百万円の申告を提出したのは二〇一四年九月二十九日。大阪府に小学校設置の申請を提出する一カ月も前のことになっております。国有地の取得はもちろん、その前の定期借地契約すらなされていない段階で、早々と豊中の国有地を想定した空調設備の申告書を提出してあります。校舎など、それこそ影も形もない段階であります。

理財局長、これは、二〇一五年二月の国有財産近畿地方審議会どころか、大阪府私学審に小学校の設置認可の申請を行う以前から、事実上、この土地の定期借地契約や十年以内の売却について、森友学園に見通しを与えていたということですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。委員、大変恐縮でございますが、承諾書の、この三の件でございますか。何の件で。済みません、申しわけございません、本当に。

○宮本(善)委員 関西エアポートに二〇一四年九月二十九日に申請を出しているというのは、私学審への申請よりもはるかに前であるわけでありまして、以前からちゃんと見通しを与えていたんでしよう。

○佐川政府参考人 大変失礼いたしました。申しわけございません。

今この助成金、関西エアポートに關しましては、私どもは全く承知してございません。

○宮本(岳)委員 関西エアポートにこの申請を出すということは、まさに空港の近辺に小学校をつくるという話なんです。それは、その土地を借りられるという見通しがあれば申請しようがないと思うんですけれども。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申しましたように、私ども、公的な用途での国有地の処分につきましては、あらかじめ事業の許認可権者、地方公共団体の判断を受けて行っておりまして、事前にそのようなことを先方に申し上げることはございません。

○宮本(岳)委員 では、申し上げてもいないのに勝手に動いていたということをおっしゃっているわけですか。

○佐川政府参考人 繰り返してございますが、私ども、あくまで地方公共団体の、私学審なら私学審での答申を得まして、国有審にかけて、その処分について決定してございますので、ちよつと、委員がおっしゃっております関西エアポートに対する助成金の話については私ども承知してございません。

○宮本(岳)委員 国交省、間違ひなく出ていますよね。

○佐藤(善)政府参考人 お答えを申し上げます。まず、この平成二十六年九月二十九日の助成事業計画概要書でございますけれども、これは助成に対する要望書でございます。新聞空会社のこの助成事業の交付要綱によりまして、毎年、助成年度の前年度の九月三十日を締め切りとして助成希望者から提出を受けるということになっているというところでございます。

平成二十六年九月の時点で提出があったということは、提出者である森友学園の御判断によるものだと考えられますけれども、平成二十六年九月当時、近畿財務局が実施をされた本件土地に關す

る公用、公共用の取得要望に對しまして、森友学園のみが唯一手を挙げた段階でもありましたので、そうした状況も踏まえ、提出がなされたのではないかとこのふうに考えてございます。

○宮本(岳)委員 そんな漠とした要望じゃなく、一億四千八百万円という額が書き込まれた申請が出ていたわけですね。

それで、配付資料の最後、資料三を見ていたいただきたい。これは、近畿財務局が二〇一四年六月三十日付で豊中市長に提出した承諾書であります。

「下記一の国有地について、学校法人森友学園が行う下記二の小学校新設計画に係る下記三の行為について承諾します。」とあります。下記一の国有地とは、豊中市野田町の八千七百七十平米の土地、下記三の承諾する行為とは、「開発行為等協議申出書の提出に関する行為」となっております。承諾書の三行目から、「当該国有地の国と学校法人森友学園との貸付契約については、大阪府私学審議会において本件小学校新設計画が認可適当な旨の答申及び国有財産近畿地方審議会において本件国有地の貸付契約が適当な旨の答申を得た後で行いますので、学校法人森友学園が下記一国有地を使用できるのは、貸付契約の締結後となります。」と書いてございます。

ですから、もちろん正式にはそのときになりますよと断り書きがあるんですが、もうこの二〇一四年六月三十日の段階で、近畿財務局長心得という肩書の方のお名前になっておりますけれども、近畿財務局はこういう文書も示して、この土地については森友学園に貸せるといふ見通しを学園側にて与えていた何よりの証拠じゃないですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。本件のこの承諾について御説明する前に、まず、今委員がお読みになったこの三行、まさに私学審の答申や地方審の承認がないと貸付契約にはなりませんというところを書いてございます。

それで、そもそもこの承諾書の中身でございますが、豊中市の条例におきまして、一定規模以上の土地の開発を行う場合には、開発行為者は豊中

市へ開発行為に係る計画の内容について相談が義務づけられているところがございます。

御指摘の承諾書ですが、本件のこの土地につきまして、公的取得要望が森友から出まして、取得がまだ正式ではもちろんありませんけれども、豊中市に対して開発行為について相談ができないうかという問い合わせがございました。

これに對しまして、財務局の方から、本件国有地は公的取得要望が一件だということもありませんが、一定規模以上の国有地の処分につきましては、地方審議会の了承を当然要しますが、開発行為者は、豊中市に對して、開発行為に係る相談を行うことが条例上義務づけられておりますので、地方公共団体との間で相談を行うことを妨げる理由はないということでございます。豊中市と議論をいたしまして、こういう開発行為に係る相談を行うことを認めているというのがこの承諾書でございます。

ただ、いづれにしても、こうした事前の地方公共団体に対する建築関係の相談、国有地を活用しての介護施設の整備とか、そういうことについては、取得要望後、事業者において、契約締結までの間に地方公共団体との間で開発計画に関する事前相談等を行っている事例というのは、そういう社福を初めとして幾つもございまして、何か特別なことをしているわけではございません。

○宮本(岳)委員 特別なことですか。

二〇一五年二月十日の国有財産地方審議会で、枠組みでもう決まった後の話ならともかく、そもそも、国有地は売却が原則だ、何でこんな十年貸し付けなんという異例なことをやるのかという議論が翌年の二月の十日に出てくるような、その審議会の前に、前といたって、それこそ六月ですから、もう一年近く前に、ここは借りて開発できるよという前提で、相談に乗ってあげてくださいという文書が出ていたわけでしょう、この文書を見れば。

これは全くおかしいんじゃないですか。何もそういうことはやっていないという答弁は撤回して

ください。虚偽答弁ですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。今御答弁申し上げましたように、ほかでもやっている話でございます。社会福祉法人や何かでも、事前に、もちろん、取得要望の後に、契約締結の前に、やはり地元の自治体ときちんと相談をしないと、例えば一定の面積の公園の設置とか、そういうことが地方公共団体との間では当然のことながらその要件に達したりしますので、そういうものについては事前に相談をすることを妨げるということではございませんので、その一つとしてここでもやっているとだけのことでございます。

○宮本(岳)委員 いや、そんなことを聞いていないんですよ。

異例の取引だと審議会でも出るような話なんです。社会福祉法人じゃないんですよ、学校なんです。しかも、一括売却じゃなくて貸付契約なんです。そんなことが早くから決まっているわけじゃないんですよ。それをもう早くからそういう話が進んでいるじゃないですか。だから、問題にしているんですよ。

○佐川政府参考人 学校法人もそうでございますし、社会福祉関係の施設もそうでございますが、会計法令上、きちんと随意契約、公共随契約を結ぶことができるというふうになされておまして、そこは同列でございます。

したがって、今申しましたように、ほかにおいても、事前に、地元との関係で、開発計画に關する事前相談を行っている例はございますし、その方がスムーズにいくというふうなこともございますので、あえて相談を妨げておらないということでございます。

○宮本(岳)委員 いや、全くそれは通りませんね。

最初の答弁は、二月十日の国有財産審議会以前には予断を与えるようなことはやっていないと、最初確認したとおりですよ。私学審の申請よりもまだ前から物事は動いている。おかしいと思っ

て調べたら、六月二十日にはもう既にこんなお墨つきまで渡して、もうその見通しで動くことを認めてきている。だから、私は、このままだに文書に書いておき、あなた方の近畿財務局長と大阪府私学審は示し合せて、お互いに手と手を取り合せて、この森友学園が開校できるように手はずを整えてやったということになるんじゃないですか。そういう立場でやってきたんでしょ。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

ほかにも例があることはもう答弁申し上げたとおりでございます。

それで、委員が最初に御紹介になった文書にありますように、当然のことながらでございますが、私学審や国有審においての答申を得た後でなければそういうふうになりませんというふうにならざるわき書いてあるわけでございます。

○宮本(岳)委員 そんなことは当たり前じゃないか。その前から決まっているんじゃないか。話があったら、えらいことじゃないですか。

そうじゃないんですよ。そうではあるが、もう今から段取りしてもらって結構だ、そういうお墨つきを与えているから問題だと言っているわけでしょう。最初の答弁と食い違ふ、虚偽答弁じゃないかというのを私は申し上げているんですよ。何度聞いてもそういう答弁だったら、それはもういいですよ。

この輦田周一さんという人は、お珍しいことに、肩書が近畿財務局長心得、そういう肩書になつておられるんですね。この人は、二〇一四年六月二十七日に近畿財務局長心得兼理財部長兼近畿財務局長事務部長となり、そのわずか四日後の二〇一四年七月一日、関東財務局長事務部長に転出をしております。間違いないですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘の心得ということでございますが、これは、財務省におきまして、上位の官職が空席となつた際に、下位の官職の者が空席となつた上位の官職を兼務する等の際に発令しているも

のでございます。

本件につきましては、前任の近畿財務局長が六月二十七日付で異動となりまして、また、後任者の発令は七月四日ということでございます。この発令は七月四日というところでございまして、業務遂行に支障がないように、近畿財務局長において、総務部長であったこの輦田氏に近畿財務局長の心得を発令したものでございます。

○宮本(岳)委員 六月二十七日に異動になった人というのは財務省をやめているんですが、枝広直幹さんという福山市長を務めている方、この方が六月二十七日に異動しておやめになつておられるわけですね。その後、今の方が、輦田さんが心得ということになつております。

今、この輦田周一氏は何をやつておられますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

大変恐縮でございますが、輦田氏が今の官職にあるか、ちよつと私は存じません。

○宮本(岳)委員 この方は、二〇一六年七月一日、財務省を退職しております。

きょうは内閣人事局にも来ていただいております。

昨年十二月二十日付の国家公務員法第六十条の二十五第一項等の規定に基づく国家公務員の再就職状況の報告、平成二十八年七月一日から同年九月三十日分において、百六十四番、輦田周一氏の再就職はどのように報告されておりますか。

○加瀬政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十八年七月一日に元財務省大臣官房付で退職された輦田周一氏については、国家公務員法第六十条の二十四第二項の規定に基づく再就職状況の届け出によりまして、平成二十八年九月一日に再就職をされ、再就職先は飯能信用金庫、再就職先における地位は執行役員監査部長となっております。

○宮本(岳)委員 昨年七月一日付で退職をし、わずか二カ月後は金融機関に役員として天下つておられるわけですね。しかも、埼玉県飯能市は、輦田氏

が退職時まで勤めていた関東財務局長の管内であります。しかし、今は既に財務省におられない方に聞かれます。

この輦田周一氏が二〇一四年七月一日付で関東財務局長に異動した後、近畿財務局長に就任したのが富永哲夫氏であります。富永氏は現在、国土交通省政策統括官という役職にございます。

きょうは来ていただいておりますけれども、富永政策統括官、あなたが二〇一四年七月一日、近畿財務局長に就任した当時、この森友学園への国有地の貸し付けに当たって承諾書を出していることは、輦田周一局長心得から引き継ぎを受けたか、また知っていたか、いかがですか。

○富永政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの件につきましては、現在、本件を担当している者が責任を持って対応しているところでございます。

私がこの場に出させていただいておりますのは、国土交通省の政策統括官としてでございます。本件についてお答えする立場にはございません。

○宮本(岳)委員 この承諾書が振り出された翌日、二〇一四年七月一日付で近畿財務局長に就任されたことはお認めになりますか。

○富永政府参考人 私の経歴についてでございますので、記憶が間違いないければ、七月一日ではなくて、七月四日であったかと思っております。

○宮本(岳)委員 では、五日後に就任されたわけですね。

富永さん、あなたは、二〇一五年二月十日の第百二十三回国有財産近畿地方審議会のとくも、二〇一五年五月二十九日、当該国有地の十年の定期借地と十年以内の買い取りの特約を結んだときも近畿財務局長でありました。あなたはそれを知っておりましたか。

○佐川政府参考人 近畿財務局長の国有財産行政でございまして、平成二十七年二月の十日に国有財産近畿地方審議会を開催してございます。この地方審議会は、当然のことながら、近畿財務局全体

として承知しているということでございます。

○宮本(岳)委員 答弁しないんだしたら、本当に話にならないですね。真相を解明し、国民の理解と納得を得ようという姿勢が全く見られない、まさに隠蔽だと言わなければなりません。

では、仕方がありません。

富永哲夫国土交通政策統括官は、二〇一四年七月四日から二〇一五年七月七日まで約一年間、近畿財務局長でありました。その後を継いで、二〇一五年七月七日だと思っておりますが、近畿財務局長に就任したのが武内良樹氏、現財務省国際局長であります。

武内国際局長、あなたは、昨年六月二十日、まさに、この豊中市野田町の国有地を八億二千万円も値引きして、森友学園にわずか一億三千万円円で売却したときの近畿財務局長でした。

○佐川政府参考人 二十八年度の六月二十日の、売却のときの御契約のお話でございます。

二十八年度の六月二十日でございます。これは近畿財務局長は武内ではなかったのではないかと思います。

○宮本(岳)委員 誰ですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今ちよつと手元に正確な日付はございませんが、六月の二十日以前に人事異動がございましたので、現在の近畿財務局長であるというふうには思いません。

○宮本(岳)委員 誰ですか。

○佐川政府参考人 現在の近畿財務局長は、美並近畿財務局長でございます。

○宮本(岳)委員 とにかく、この当時の方々に語っていただかなければ、どういうやりとりが現場であったのかは、やはりわからないんですよ。書類は全て廃棄している、そして、わからないという答弁が一方で出る。それなら、池田さんとか、あるいは先ほどの富永さんに語ってくれと言つても、それはもう語れないというのでは、本

当に審議はこれ以上深まらないというふうになります。

既に野党が参考人招致を要求している田迫英典元理財局長、現国税庁長官を初め、この件にかかわった人たちはみんな出てきていただいで語っていただく、そのことがまず第一でありまして、これを拒んでいるという状況では、納得できないと思っている国民の理解は絶対に得られないということをお願いしておきたいというふうに思います。

さて、今回の事件で説明されていない疑惑の一つが、校舎の建設費をめぐる三種類の価格の問題であります。

二〇一五年二月の第百二十三回近畿地方審議会においても、森友学園への国有地売却について、小学校校舎の建設費に寄附を見込んでいることなど、森友学園の収支計画が議論になっております。収支計画書では、校舎の建設費は幾らとなっておりますか、理財局長。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。校舎の建築費等、個別のところについてのエビデンスはもたせてございません。

それから、収支計画書そのものにつきまして、これはそれぞれの法人の事業経営内容そのものでございますので、その点につきましては、情報公開法の関係上、開示できないというふうになつてございます。

○宮本(岳)委員 大阪府は、既に七億五千六百万ということをお明かして、これは虚偽の申請である可能性があるかと告発を検討していると報じられているわけですね。七億五千六百万円であれば、同じく財務省も告発すべきだというふうに思うんですが、いかがですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。私ども、大阪府が告発をするかどうか承知してございませんで、私どもとしてのコメントは差し控えていただきます。

○宮本(岳)委員 大阪府がどうあれ、理財局長、近畿財務局は問題なしとする、こういうことですね。

○佐川政府参考人 今申し上げましたように、収

支計画について申し上げることはできないということでございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、ここで言えないということと、校舎の建設費に虚偽があるのが何であろうか、七億五千六百万円であるのが、大阪府がどうしようか、国のあなた方はお構いなし、結構、こういう態度でいくということですね。

○佐川政府参考人 私ども、さまざまな法令と契約に基づいて行政をしておりますので、それぞれの状況に応じて適切に判断してまいりたいというふうに思います。

○宮本(岳)委員 余り適切に判断するように見えないので聞いていますね。極めて答弁が、この間の流れでも不適切だから聞いていますわけですよ。

さて、財務省は三月十二日付で森友学園に対し通知書を発しました。売却した土地について、契約書の二十六条に従い、買い戻し特約を発動して買い戻しを請求する、あるいは三十二条に従い、契約解除の権利を行使し原状回復を求める、こういうことにならぬと思うんですが、これはどういう基準でどういうふうに求めていくんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。三月十日に森友学園が設置認可の申請を取り下げましたので、委員がおっしゃいましたとおり、私ども、三月十二日に、売買契約上の森友学園の義務、今月末までに本件土地を小学校の用に供する義務が果たせない見込みというふうになりました、国として、今後土地の返還を求める契約上の権利を行使することとなる旨、森友学園に伝えたところでございます。

いざれにしても、これにつきましては、法令と契約に基づきまして適切に対応していきたいというふうに考えます。

○宮本(岳)委員 籠池理事長はこの土地と建物に固執する発言をしております。再度認可申請をして小学校をこの場所で開校すると今も言い続けております。

仮に、森友学園が買い戻しを拒否して売買契約

の解除の適合性が裁判に委ねられる事態も想定されると思うんですが、いかがですか。

○佐川政府参考人 現行は契約に基づいてきちんと対応していきたいと思っておりますが、今委員がおっしゃったような事態、仮定のことでございますので、その点についてのコメントは差し控えますが、さまざまな状況が出てきますれば、さまざまな状況に応じ、我々、法令と契約に基づいて適切に対応してまいりたいと思っております。

○宮本(岳)委員 いやいや、さまざまな状況が出てきたらさまざまに対応すると言っけれども、私に対して財務省は、売買契約を結ぶまでの交渉過程について面談記録などは全て廃棄した、こう答弁しているじゃありませんか。

契約者同士の訴訟リスクもある国有地の売却、こういう問題を、六月の二十日の売買契約書ができたからそそくさと廃棄する。もし訴訟になった場合に改めて出さなきゃならなくなったら、そういうときには出てくるんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私ども財務省の中で、公文書管理法に基づいて文書管理規則をつくってございますが、その中にはきちんと決裁文書で、契約書、あるいは相手方から提出された売り払い申請書、登記関係書等々を全てファイルして保存してございますので、仮にそういうことになりましたら、そうした書類に基づいて対応してまいりたいというふうに思います。

○宮本(岳)委員 きちつと対応できる、それはここで断言できるわけですね。

○佐川政府参考人 適切に対応してまいりたいと思っております。

○宮本(岳)委員 もう時間が来ましたので、残りはまだ次の機会に譲りたいと思うんですけれども。

大臣は、去る二月二十一日の当委員会での私のやりとりで、私が、国有財産近畿地方審議会を開催して、本件土地のその後の状況について報告して議論せよ、こう要求したのに対して、今後の

地方審議会において報告はさせたい、こう答弁をされました。

早々に近畿地方審議会を開いて報告をする、この点についてはよろしいですね。

○麻生国務大臣 これは二月二十一日のこの委員会でも答弁したところでございますけれども、その後、森友学園の方から、小学校設置の認可申請を取り下げたことになっております。

したがって、さまざまな動きがありますが、次の地方審議会の開催日程について、他の審議案件もあることから、現在日程を調整いたさせております。決まり次第、地方審議会を開催し、報告させていただきますと存じます。

○宮本(岳)委員 この問題についての国民の怒りが高いのは、やはり国民の共有財産であるべき国有地が、最初は非公開という形で、破格の値段で売られたということが明らかに。中身を見たら八億二千万という値引きがされているけれども、その値引きの根拠というものも、国会でこうしてお尋ねしても釈然としない。そして、文書は廃棄したといながら、その御本人を出してくれと言つても出さない、その御本人に聞いてくれと言つても、聞いてもらえない。こんなことで納得しようがないわけですよ。

数々の問題が残っております。とりわけ、政治家の関与、責任の徹底説明が必要であることは言うまでもありません。引き続き、私どもも徹底説明に向けて頑張るということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思っております。

○御法川委員長 次回は、来る二十一日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散會

平成二十九年四月三日印刷

平成二十九年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U